	核分裂性物質重量（注10）		
	組成、形状等（注11）	物質の形状	
		化合物又は混合物の名称	
		容器の種類	
		物質の品質	
備考			

注１　様式第４の注３の例により記載すること。
　２　国際規制物資の使用等に関する規則第７条第31項の規定に基づき提出する全ての報告書及び同条第32項の規定に基づき既に提出した報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、ＭＢＡごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
　３　既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号を記載すること。
　４　輸出の場合は、ラテン文字、数字並びにコンマ、スラッシュ及びハイフンなどの記号を組み合わせた８文字以内の符号を記載し、輸入の場合は、相手施設の定めた符号を記載すること。
　５　様式第４の注19の例により記載すること。
　６　様式第１の注１の例により記載すること。
　７　様式第１の注３の例により記載すること。
　８　国際規制物資の種類ごとに、様式第１の注２の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
　９　化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
　10　様式第４の注25の例により記載すること。
　11　輸入の場合は、相手施設から通知される組成、形状等の情報又は物質記述コードを記載すること。
備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第24（第７条関係）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

［略］

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第33項の規定により、次のとおり報告します。

［略］

様式第23（第７条関係）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

［同上］

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第31項の規定により、次のとおり報告します。

［同上］